



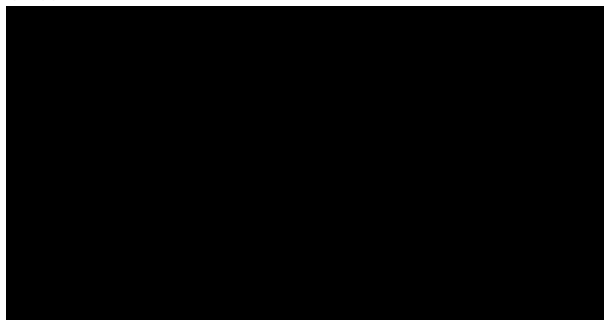
申請枠区分

通常枠

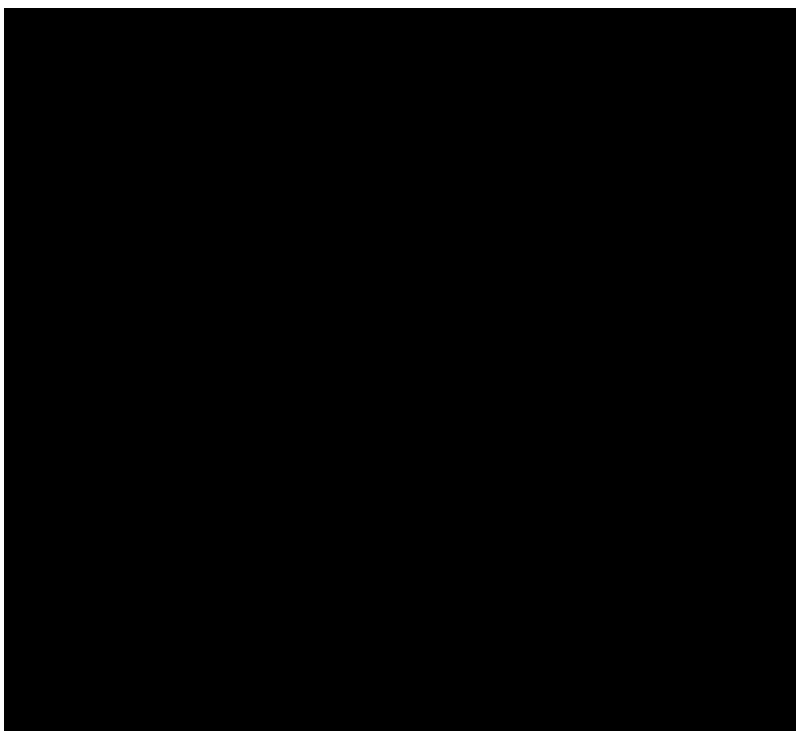
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会

団体代表者 役職・氏名

代表社員 目黒 公郎

分類

法人番号

1011005009306

団体コード

申請団体の住所

東京都目黒区駒場4-6-1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（ 通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	地域防災共創プラットフォーム構築事業		
	事業名(副)	民間主導による共助とレジリエンスの実装		
	団体名	一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3	防災・減災支援			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="checkbox"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	災害多発国である日本において、地域社会が自らの力で防災・減災に取り組み、災害後も生活と経済活動を維持できる仕組みを構築することを目的としている。具体的には、地域住民・企業・行政・教育機関が連携し、災害時に機能する地域防災拠点の整備、BCP(事業継続計画)の策定支援、若年層を含む防災人材の育成を推進する。また、共助の文化を育む地域コミュニティを再構築し、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会を形成することで、「強靱で包摂的なまちづくり」を実現するものである。
9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については割合を倍増させる。	地域の中小企業や団体が災害時にも事業を継続できるよう、BCP(事業継続計画)の策定支援やリスク管理の高度化を推進し、産業基盤の強靱化を図る。また、防災・減災分野において、ICT・デジタル技術・データ分析を活用した訓練や情報共有体制の整備を進め、地域産業のレジリエンスと生産性の両立を実現する。さらに、産学官民の連携による防災技術の開発・実証・普及を支援し、地域経済の持続的発展と新たな防災産業の創出を促す。これにより、安全かつ持続可能な産業基盤の形成と、災害に強い地域経済の構築を目指す。

_16.平和と公正をすべての人に	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	災害発生時には、情報格差や支援格差が生じやすく、社会的に弱い立場にある人々が被害を受けやすい現実がある。本事業では、地域住民・行政・企業・福祉団体が連携し、誰一人取り残さない防災体制を構築することで、社会の公正性と包摂性を高める。また、助成運営においては、透明性・説明責任・倫理性を重視し、ガバナンス体制を明確にすることで公正な資金分配を実現する。さらに、防災教育や人材育成を通じて、地域住民が相互に信頼し、協力し合う社会基盤を形成する。これにより、災害時にも秩序と連帯を保ち、平和で公正な地域社会の実現を目指す。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.14 体制面/政策・制度的整合性 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	災害対策は一団体の努力で完結するものではなく、行政・企業・教育機関・地域団体・市民がそれぞれの強みを生かして協働することが不可欠である。本事業では、資金分配団体がハブとなり、多様な主体間の連携を促進する中間支援機能を発揮する。具体的には、官民連携による地域防災拠点の整備、企業と地域団体によるBCP・物資支援協定の構築、教育機関との防災人材育成プログラムの実施などを通じて、分野を超えた協働基盤を形成する。また、実行団体間のネットワークづくりや情報共有を進め、全国的な防災協働モデルとしての波及を目指す。これにより、共助と連携による持続可能な社会の実現を推進する。

I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的 本団体は、防災・減災分野における中間支援機能を担う専門組織として、行政・企業・教育機関・地域団体をつなぎ、地域社会の防災力向上を促進する社会的役割を有している。単なる支援団体ではなく、実践知に基づいた防災教育、災害対策士制度の運営、BCP普及支援、地域防災拠点の形成支援などを通じて、地域と社会全体のレジリエンスを高める。また、災害リスクが複雑化する中で、行政の限界を補完し、民間主導の共助モデルを構築することで、持続可能で安心して暮らせる地域づくりに貢献することを使命としている。	243/200字
(2)団体の概要・活動・業務 防災・減災に関する専門知識と教育機能を有し、地域社会の防災力向上を目指す中間支援組織である。行政・企業・教育機関・地域団体と連携し、災害対策士の育成、防災研修の企画運営、BCPの普及支援、地域防災拠点整備の促進などを行う。実践的な訓練と人材育成を通じて、地域の自助・共助体制を強化、災害時にも機能する社会基盤の構築を支援する。これらの活動を通じて、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現する。	200/200字

II. 事業概要

	国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始) 2026/4/1	(終了) 2029/3/31	対象地域	日本国内の災害ハザード地域及び隣接地 本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。 なし
直接的対象グループ	本事業の直接的対象グループは、地域防災・減災に関わる多様な中間の主体であり、以下の4層を中心とする。①地域の自主防災組織・町会・自治会など、地域防災活動の現場を担う住民団体、②防災福祉・教育分野のNPOや社会福祉法人など、災害弱者支援に取り組む団体、③中小企業や経済団体など、地域経済と雇用を支える事業体、④高校・大学・地域教育機関等で防災教育や若年層育成を行う団体である。これらの団体に対して、資金的・非資金的支援を通じて組織基盤の強化と防災体制の確立を促し、地域に根ざした防災・共助の担い手としての成長を支援する。		(人数)	本事業の直接的対象グループは、全国各地で地域防災・減災に取り組む約4~6団体を想定している。各団体には平均して10~20名程度の運営メンバーが所属し、さらに研修・訓練を通じて年間延べ300~500名規模の参加者を見込む。団体の内訳は、地域防災組織・福祉NPO・教育団体・中小企業団体などであり、都市部・地方部の双方を対象とする。助成期間中に、各団体が地域特性に応じた防災活動モデルを確立し、合計で約3,000名規模の住民・従業員・学生が間接的に恩恵を受け、合意を目標とする。これにより、地域単位での自助・共助体制の確立を促進する。

最終受益者	最終受益者は、災害時に直接的な影響を受ける地域住民および地域経済を支える中小企業の従業員であり、安全で持続可能な生活環境の確保を目的とする。具体的には、高齢者・障害者・子どもなど災害時要配慮者、地域防災組織の構成員、学校や地域教育機関の学生、地域企業の従業員とその家族など、地域コミュニティ全体で約1万人規模を想定する。これらの人々が、防災教育・避難訓練・共助ネットワークの整備を通じて、災害発生時にも迅速に行動できる体制を持ち、安心して暮らし続けられる地域社会の一員となることを目指す。	(人数)	日本は災害大国であり、約7割が何らかの災害ハザード地域に住むとされている。洪水浸水ハザード地域では約2,500万人、津波ハザード地域であれば約820万人、南海トラフ地震対象地域の居住者数では、約7,000万人以上であり、日本国民全員が何らかの災害被害にあうリスクを抱えている。 実行団体との連携を通じて、3か年において、まずは、本国民の約5%である640万人・5%の世帯数である267万世帯の災害ハザード地域住民・世帯に寄与することを目標とする。 ・ハザード地域住民：640万人 ・ハザード地域世帯：267万世帯
事業概要	<p>当団体では、本事業において採択された実行団体と連携し、以下の5つの重点テーマに基づく取り組みを通じて、地域の災害対応力・共助体制・持続可能な運営基盤の構築を推進していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域防災コミュニティの構築とハザード対応型の防災対策の推進 2. 災害対応拠点および地域連携協定の構築 3. 若年層の防災リーダー育成 4. BCP（事業継続計画）構築による持続可能な経営体制の確立 5. 地域に根ざした防災リーダーの育成とネットワーク化 <p>将来を見据えた防災力の継承と強化を図り、若年層を対象とした防災リーダー育成にも注力、地域に根ざした実践型プログラムやワークショップを通じ、次世代の防災担い手が主体的に地域に関与し、行動できるよう支援、世代間の交流も促進します。企業や地域団体が自然災害の中でも事業や支援活動を継続できるよう、BCP（事業継続計画）の策定・訓練・体制整備を後押しし、持続可能な経営基盤の確立を図ります。体系的な研修と演習の機会を提供し、実行団体が地域防災のハブとなるよう支援、地域間の横断的な連携体制を構築し、広域共助体制の強化を図ります。</p>		
594/600字			

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>日本は、世界有数の災害多発国であり、国民約7割が何らかの災害ハザード地域に居住している。災害対応現場では、行政対応だけでは限界があり、地域・企業・市民が自ら考え行動する共助体制の確立が喫緊の課題である。本取組は、行政を補完しつつ現場で実効性を発揮する中間支援的アプローチとして、地域団体・企業・教育機関を対象に「防災力の地域実装」を推進し、地域社会全体のレジリエンスを高めることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域防災コミュニティの構築と多様な災害リスクへの対応 <p>日本各地では地震、風水害、土砂災害など複合的なリスクが常在している。内閣府調査（2023年）によれば、地域防災訓練の実施率は全国平均52.7%にとどまり、過疎地域では20%未満の自治体も存在する。また、自主防災組織の結成率は83.5%と高い一方で、実際の活動継続率は低下傾向にあり、地域力の維持が困難な地域が増加している。「組織率は高いが機能していない」地域構造に対し、実践型訓練と人材育成を通じて地域防災力を再構築する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 地域拠点の機能強化と官民連携協定の整備 <p>令和元年東日本台風では、避難所の収容力不足や感染症対策の不備が顕在化した。内閣府の調査（令和3年度）でも、避難所への不安を抱く住民が6割を超えると報告されており、地域施設の防災機能の未整備や、行政・企業・地域団体間の連携不足がある。公民館や企業施設等を地域防災拠点として機能強化し、共助体制を構築することで、災害時に分散型避難を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 若年層を含む防災人材の継続的育成 <p>総務省「住民参加型地域防災活動実態調査」（令和4年度）によれば、防災訓練参加者の約65%が60歳以上であり、若年層の参加率は著しく低い現状がある。災害ボランティアも一時的な関与にとどまり、継続的な地域貢献につながっていない。学校・大学との連携により、若年層が地域で実践的に関与できる仕組み（若手防災チーム等）を形成し、次世代へ防災文化を継承する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 中小企業のレジリエンス強化とBCP推進 <p>中小企業庁の調査（令和5年）では、BCP策定率は大企業で37.1%、中小企業では16.5%にとどまります。地方ほど策定率が低く、災害時に雇用・物流・生活サービスの維持が困難となるケースが多数報告されている。地域企業・団体に対してBCPの策定・訓練・相互支援協定の構築を支援し、地域経済の持続性を確保する</p>	996/1000字
--	-----------

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
行政等は地域防災計画策定、災害対策本部の運営、被害情報の収集と広報体制構築、防災教育と訓練の実施、災害対応経験の継承と人材育成といった施策を行っていますが、当団体はこれらを減退・阻害せず、補完もしくは相乗効果を発揮する施策を行います。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	186/200字
災害対策士資格の認定と講習を中心に、地域住民や関係団体を対象とした防災リーダーの育成、防災知識の普及啓発活動を行っており、地域に根ざした共助型防災ネットワークの構築を推進してきました。平時からの防災教育と訓練、災害時の連携体制構築の両面で継続的な支援を行っています。さらに、地方公共団体や他団体と協働し、地域特有のリスクに対応した訓練・啓発活動等も取り組み始めています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	186/200字
当法人が「知見・ネットワーク・教育機能」を備えた社会的インフラとして、実行団体の支援と社会的成果の創出において中核的な役割を担う存在として、行政施策を補完しつつ、地域・企業・教育機関をつなぐ中間支援機能を強化するものである。休眠預金等交付金の活用により、地域課題に応じた柔軟な支援モデルを構築し、民間主導による防災・減災の持続的体制と共助社会の形成を実現する意義を有する。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
本事業の中長期的成果は、実行団体が地域防災・減災活動の中核を担い、行政・企業・住民をつなぐ地域連携の要として機能することで、全国的な共助型防災モデルを定着させることである。5年～10年の中長期において、以下を実現する。
<p>1. 地域防災コミュニティの構築とハザード対応連携</p> <p>平時からの共助関係の確立により、災害発生時の初動対応時間を30%以上短縮する。</p> <p>実行団体主導の自主防災組織が定着し、地域内世帯参加率50%以上を達成する。</p> <p>地域の特徴と災害種別（洪水・地震・土砂等）に応じた対応マニュアル整備率100%を実現する。</p> <p>行政・民間・地域団体による情報共有・共助体制を常設化し、年1回以上の合同訓練を実施する。</p> <p>孤立世帯の把握・見守り体制の強化により、災害関連死リスクを30%以上低減させる。</p> <p>2. 地域拠点の形成と防災連携協定の拡充</p> <p>公民館・企業施設・NPO拠点等を避難・連携拠点として整備し、10件以上を稼働させる。</p> <p>地域単位での災害時相互支援協定（MoU）締結率を60%以上とする。</p> <p>多世代が参加する防災イベント・会議を定例化し、年間2回以上の開催を継続する。</p> <p>拠点活用率70%以上を達成し、避難所過密を解消する。</p> <p>他団体との連携により、物資・人員支援体制の迅速化を図る。</p> <p>3. BCP構築による地域経済の持続性強化</p> <p>団体参画企業のBCP策定率を85%以上、地域中小企業で100件以上の策定を達成する。</p> <p>団体内に防災リーダー・担当者を常設し、研修履修率80%以上を維持する。</p> <p>災害発生後の業務復旧時間を平均48時間以内に短縮し、被災後の営業継続率を90%以上とする。</p> <p>BCP連携企業による物流・福祉分野での相互支援活動を展開する。</p> <p>4. 地域防災リーダーの育成と定着</p> <p>地域で活動可能な認定防災士（災害対策士）を年間50名から300名体制へ拡充する。</p> <p>地域防災活動への住民参加率を30%以上とし、訓練・研修の実施率を80%以上に引き上げる。</p> <p>各自治体における自主的防災研修が制度化し、地域間の連携を促進する。</p> <p>5. 若年層防災リーダーの育成と継承</p> <p>若年層防災リーダー300名以上を育成し、学校・企業・地域団体との協働プロジェクトを展開する。</p> <p>若年層による啓発教材・VR体験等の防災コンテンツを開発・継承し、年間100名以上の修了者を輩出する。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体支援モデルの構築		実行団体への支援フレーム（伴走型支援手順書・評価指標）の策定数		0件（支援設計未整備）			支援フレーム3件策定、全実行団体で活用／更新率100%
実行団体の防災事業立上げ支援		実行団体による新規防災・減災プロジェクト立上げ数		0件（支援経験なし）			実行団体4団体中、全団体が新規事業を立上げ（100%）
資金管理・評価モニタリング体制の整備		モニタリングツール導入件数／実行団体評価報告の提出率		評価体制なし（未整備）			評価様式・ツールを全団体導入／提出率100%、年2回以上実施
防災研修・伴走支援プログラム実施		実施回数・受講者数（防災・BCP・人材研修）		研修プログラム未実施			年間20回以上実施、受講者累計500名以上、満足度80%超
実行団体のBCP構築支援		BCP策定・訓練完了団体数		0件			実行団体の100%がBCP策定・訓練完了（4団体中4団体）
若年層防災リーダーの養成支援		若年層研修プログラム開発数／参加者数		開発プログラム0人／参加者0人			研修3プログラム開発、累計150人受講、継続率70%以上
地域拠点・官民協定支援		行政・企業・団体間での協定締結数		協定・拠点整備なし			3年間で10件以上の協定締結、拠点整備率100%
外部専門人材・評価体制強化		外部専門人材（会計・評価・防災）の参画数		外部連携なし			専門人材5名以上参画（会計士・評価士・防災専門家含む）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配E100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
伴走支援・助成設計モデルの確立		支援フレーム・手順書策定数		0件（設計未整備）			3モデル策定、全実行団体に導入（活用率100%）
モニタリング・評価体制の整備		モニタリングツール導入率、評価報告書作成率		なし			全団体導入・評価報告書提出率100%、年2回以上評価
専門人材・外部アドバイザー連携		専門人材参画数（会計士・評価士・防災専門家等）		外部連携なし			専門人材5名以上参画、定期評価・指導実施
広報・情報発信の仕組み構築		発信頻度、アクセス数、報告書公開数		年1回未満の発信			月1回以上更新、年間アクセス数前年比150%増、公開報告書年3回発行
実行団体間ネットワーク形成		交流会・連携会議開催回数、相互支援協定締結件数		ネットワーク未形成			年2回以上の交流会開催、相互支援協定5件以上締結

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>1. 実行団体の防災・減災プロジェクト支援</p> <p>実行団体が地域防災や減災に資する新規事業を立ち上げるための事業費を助成するものである。</p> <p>地域特性に応じた災害リスク分析、地域住民との協働訓練、被災時の避難支援体制づくり等を支援対象とし、実行団体が自立的に事業を設計・運営できるよう、段階的に助成を行う。</p> <p>採択後は、年次の実施計画と中間評価を通じて進捗を確認し、成果に応じた柔軟な助成配分を行う。</p>	2025年4月～2029年3月	193/200字
<p>2. 地域防災拠点・官民連携協定の整備支援</p> <p>災害時に避難・連携の中心となる地域防災拠点の機能整備に必要な費用を支援する。</p> <p>対象は、公民館・NPO施設・企業施設等であり、電源・通信・備蓄などの最低限の防災機能を整備することを条件とする。</p> <p>また、地域団体と行政・企業との間で締結する「災害時相互支援協定（MoU）」の設計・締結支援を行う。</p> <p>地域における官民共助の基盤を整えることで、災害時の避難所過密や孤立の防止を図る。</p>	2026年4月～2029年3月	207/200字
<p>3. BCP（事業継続計画）構築・訓練支援</p> <p>中小企業や地域団体が災害時に事業・活動を継続できるよう、BCP策定および訓練の実施に要する経費を支援する。</p> <p>特に、地域経済・雇用維持に関わる団体を優先し、リスク評価、代替拠点設定、復旧手順の確立を支援対象とする。</p> <p>本助成を通じ、各実行団体が自団体のBCPを完成させるだけでなく、他団体への波及支援を担う人材を育成する。</p>	2026年10月～2029年3月	180/200字
<p>4. 若年層・地域防災リーダー育成支援</p> <p>地域の若年層を対象とした防災リーダー育成プログラムの開発および実施に必要な経費を助成する。</p> <p>対象は高校・大学・地域活動団体などであり、講師派遣費、教材制作費、研修運営費等を支援する。</p> <p>地域ごとに異なる災害リスクを踏まえ、ワークショップ形式やVR体験型研修など、実践的かつ継続的な防災教育を推進する。</p> <p>これにより、地域に根ざした若年層防災リーダーを輩出し、防災文化の継承を促進する。</p>	2026年6月～2029年3月	209/200字
<p>5. 実行団体の運営基盤・モニタリング体制整備支援</p> <p>実行団体が助成金を適正に管理・執行できるよう、事業運営・会計・報告体制の整備を資金的に支援する。</p> <p>対象経費には、事務局人件費、会計ソフト導入費、モニタリング用ツール・システム費などを含む。</p> <p>これにより、助成金の透明性を高め、資金分配団体と実行団体が共有する評価基準に基づくガバナンス体制を構築する。</p>	2026年6月～2029年3月	174/200字
<p>6. 地域横断型防災ネットワーク形成支援</p> <p>複数の実行団体が連携して広域的な防災ネットワークを形成する取組に対し、共同事業経費を助成する。</p> <p>例として、地域間での防災訓練の合同実施、共通教材やマニュアルの開発、相互支援協定の拡大などが該当する。</p> <p>ネットワークを通じて相互支援・情報共有・人材交流を促進し、地域間格差を是正することを目的とする。</p>	2026年10月～2029年3月	168/200字
<p>7. 資金的支援の意義</p> <p>これらの資金支援は、単なる費用補助ではなく、実行団体が自立的に地域防災を推進できる仕組みを形成する「投資的助成」である。</p> <p>すなわち、助成金の活用を通じて、「地域防災の中核人材・拠点・協定・BCP・教育」を一体的に整備し、地域ごとに持続可能なレジリエンス構造を実装することを狙いとしている。</p>	2026年4月～2029年3月	240/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>1. 資金計画・管理体制の伴走支援</p> <p>実行団体が安定的に事業運営を行うための資金計画策定および管理体制構築を支援する。</p> <p>助成金に依存しない収支バランスを維持するため、財務分析、資金繰り表の作成支援、予算執行管理の助言を行う。</p> <p>また、資金管理・報告様式の標準化を図り、透明性・説明責任を確保する体制を確立する。</p> <p>資金分配団体は、四半期ごとに財務状況と運営課題をレビューし、改善提案を行う。</p>	2026年6月～2029年3月	191/200字
<p>2. 人材採用・育成の伴走支援</p> <p>防災・減災活動を推進する人材の採用・配置・育成を支援する。</p> <p>特に、地域で防災活動を担う若年層・中堅層の人材確保が難しい団体に対し、採用戦略の策定や人材マッチングを行う。</p> <p>当法人の会員ネットワークを活用し、適切な人材紹介を行うほか、採用後の研修体系（OJT・外部研修・認定制度）を整備し、組織的定着を支援する。</p>	2026年4月～2029年3月	169/200字
<p>3. 地域防災コミュニティ形成支援</p> <p>実行団体が主体的に地域住民や関係機関を巻き込み、防災コミュニティを形成・活性化できるよう支援する。</p> <p>ワークショップの設計支援、地域合意形成のファシリテーション支援、防災教育の企画ノウハウ提供などを行う。</p> <p>また、先行事例の共有・モデル地域とのマッチングを実施し、各地域の防災文化を内発的に醸成する体制を構築する。</p>	2026年6月～2029年3月	172/200字
<p>4. 災害対策拠点づくり・協定構築の支援</p> <p>実行団体が地域の公共施設・企業施設などを活用し、防災拠点を自主的に整備できるよう支援する。</p> <p>拠点整備に関するハード・ソフト両面のチェックリスト、耐震・電源・備蓄・通信機能の確認表を提供する。</p> <p>さらに、行政・企業・地域団体間の協定書雛形や作成ガイドを提供し、連携体制の構築を伴走支援する。</p>	2026年4月～2029年3月	163/200字
<p>5. BCP（事業継続計画）構築の技術支援</p> <p>実行団体が自律的にBCPを策定・更新できるよう、ガイドラインやテンプレート、地域特性別の事例集を提供する。</p> <p>また、BCPの運用・訓練・検証のサイクルを確立するため、指導員派遣やオンライン相談を実施する。</p> <p>これにより、団体の組織運営におけるリスク管理能力を向上させ、災害時の業務継続性を担保する。</p>	2026年10月～2029年3月	168/200字
<p>6. 若年層防災リーダー育成支援</p> <p>若年層を対象に防災教育や実地研修を実施するためのカリキュラム開発・実行支援を行う。</p> <p>学校・教育機関との連携を支援し、講師派遣、教材（冊子・動画・VR教材等）の提供を行う。</p> <p>また、若年層が自ら防災プロジェクトを企画・発信できる仕組み（SNS・地域発表会等）を構築し、継続的な地域関与を促進する。</p>	2026年4月～2029年3月	162/200字
<p>7. 実行団体モニタリング・評価支援</p> <p>実行団体の活動成果を可視化するためのモニタリング・評価支援を行う。</p> <p>年2回の進捗報告と外部評価者による中間レビューを実施し、助成事業の執行状況・事業効果・課題を把握する。</p> <p>評価ツールや成果指標テンプレートを提供し、団体ごとの成果を比較可能な形で蓄積する。</p> <p>これにより、支援効果の透明性を高め、次期事業設計に活かす「学習する助成モデル」を実現する。</p>	2026年8月～2029年3月	191/200字
<p>8. 専門人材ネットワーク・知見共有支援</p> <p>防災・評価・会計などの専門人材をネットワーク化し、実行団体に対して技術助言・教育支援を行う。</p> <p>専門家が定期的に連携会議・事例共有会を開催し、団体間で課題・成果を共有する。</p> <p>また、専門人材と地域団体をマッチングし、短期派遣・顧問契約等による持続的支援を推進する。</p>	2026年4月～2029年3月	150/200字

<p>9. 情報発信・広報支援</p> <p>実行団体が自らの活動を社会に発信し、共感と協力を広げられるよう広報支援を行う。</p> <p>ウェブサイト・SNS・報告書等の広報設計を支援し、デザインテンプレートや発信ガイドを提供する。</p> <p>また、成果発表会やメディア連携を通じて、地域内外の認知向上と支援拡大を促進する。</p>	2026年4月～2029年3月	140/200字
<p>10. 非資金的支援の意義</p> <p>これらの非資金的支援は、単なる助成金配分の補助機能ではなく、実行団体の組織力・経営力・防災実践力を高めるための中間支援機能である。</p> <p>資金分配団体として、伴走支援・教育・評価・連携の4つの柱を統合的に提供することで、地域団体が自立的に防災事業を継続できる「持続可能な防災組織生態系」を形成することを目指す。</p>		166/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>①行政機関：民間主導で行政を補完する防災共助モデルを発信。②教育機関：若年層：高校・大学との連携実績を紹介し、防災教育・研修・ボランティア参加を推進。③企業・経済団体：企業事例を発信し、災害時に地域と共に事業を継続する経営モデルを提示。④一般市民・地域住民：「自ら備え、支え合う」行動を促す広報を行い、地域防災活動への参加を促進。⑤メディア機関：成果報告・イベント・被災地支援などの報道機会を創出。</p>	199/200字
<p>連携・対話戦略</p>	<p>本事業は、行政・企業・教育機関・地域団体との連携を通じて、防災・減災の共創体制を構築する。定期的な対話会や合同研修を実施し、課題共有と政策・実務の両面からの解決を図る。実行団体間のネットワークを形成し、情報・人材・資源の循環を促進することで、地域に根ざした持続的な協働基盤を確立する。</p>	142/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>資金分配団体としては、本事業期間中に構築した助成スキーム、伴走支援手法、モニタリング・評価モデルを体系化し、防災・減災分野における中間支援機能の標準モデルとして確立することを出口とし、地域ごとに異なる防災課題に応じて柔軟に適用できる支援フレームを整備し、他地域・他分野への応用可能性を高める。助成終了後は、東京大学や防災科学技術研究所等の学術機関、防災士ネットワーク、企業・自治体との連携を継続し、教育カリキュラム・評価ツール・マニュアル類をオープンアクセス化して公開する。さらに、研修プログラムや認定制度を有償化し、地方公共団体や民間企業への受託研修・コンサルティングを展開することで、自主財源化による持続的運営を確立する。本事業で得られた知見とネットワークを全国的に循環させ、民間主導による防災支援エコシステムの持続的拡張を実現する。</p>	369/400字
<p>実行団体</p>	<p>実行団体は、助成期間中に構築した事業運営体制・BCP・防災拠点整備・官民協定等を基盤として、自立的かつ地域密着型の防災組織として定着することを出口とし、その後は、行政や地元企業との協働により、防災研修や地域訓練を有償で継続実施し、地域からの寄付・委託・会費などによる複線的な収益基盤を確立する。また、若年層リーダーや地域ボランティアの育成を継続することで、世代を超えて活動を継承する体制を構築する。本事業で整備したBCP・教育プログラム・マニュアルは、実行団体内で更新・改善しながら、近隣地域や他団体に無償で提供する。</p> <p>これにより、単なる一団体の成功にとどまらず、支援される側から支援する側へ転換する循環的支援構造を形成する。資金分配団体が継続的に提供するフォローアップ研修・評価支援・情報共有の仕組みを通じて、各実行団体間の連携を維持し、相互に補完し合う防災ネットワーク共同体を発展的に拡大する。</p>	399/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	505/800字
<p>1. これまでの取組概要</p> <p>当団体は、全国各地で自然災害が多発するなか、「地域に根ざした実践的防災力の向上」を目的に、災害対策士をはじめとする災害対策に関する各種研修・資格認定・リーダー育成事業を展開してきた。</p> <p>主な取組は以下のとおりである。</p> <p>①「災害対策士」資格制度の開発・運用</p> <p>防災・減災の基本知識から地域での実務対応までを網羅した独自の教育プログラムを開発し、全国で延べ1,200名以上を認定。</p> <p>②防災リーダー研修の実施</p> <p>企業経営者、地域団体、若年層向けに防災・危機管理・BCPの研修を50回以上実施。特に後継経営者層向けに「災害に強い経営者養成講座」を開講。</p> <p>③地域防災計画への参画・支援</p> <p>地方自治体やNPOと連携し、ハザードマップ活用研修や避難所運営訓練の設計・指導を複数地域で実施。</p> <p>④就労支援団体等と連携した「若年層向け防災啓発事業」</p> <p>高校・専門学校などで出前授業形式の防災講座を展開。地域社会に参加する若者の防災意識向上を支援。</p> <p>⑤防災・減災等災害対策支援シンポジウム</p> <p>防災・減災の知見を共有するシンポジウム・外部講演も年数回実施し、地域社会における知見のハブとしての役割を担っている。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	595/800字
<p>1. 調査研究の実績</p> <p>当団体は、東京大学生産技術研究所と連携し、災害対策に関する調査研究を行っています。その成果の1つとして、災害対策士資格認定制度を構築している。</p> <p>調査研究だけでなく、「災害対策と教育手法の研究」を「実践」し「実践からのさらなる研究」を行う「Plan→Do→Study→Action」を繰り返し、実行力のある内容へ発展させています。</p> <p>2. 他団体・企業との連携およびマッチング</p> <p>当団体は、災害対策における多様な課題解決のため、他団体や企業との連携を積極的に推進しております。</p> <p>例えば、AUBAプラットフォームを通じて、企業や自治体との業務提携や共同研究の機会を模索し、災害対策の強化に努めております。</p> <p>3. 搬送支援の実績</p> <p>当団体は、災害時の迅速な対応を可能にするため、先進的な搬送支援技術の導入を支援しております。</p> <p>例えば、企業と連携し、電力や温度管理が必要な救護・医療現場を支える「Cold Storage Portable」や、迅速な輸送を可能にする「Helicopter Portable」などのモビリティを活用し、災害対応スペシャリストの育成・派遣を行っております。</p> <p>当団体は、今後も調査研究の深化と他団体・企業との連携強化を通じて、災害対策の実効性向上に貢献してまいります。</p>	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～4 団体	
(2)実行団体のイメージ	地域防災・減災に取り組む中小規模の団体を主な対象とする。①防災福祉・教育分野のNPO、②BCPや地域連携に課題を抱える中小企業団体、③若年層の防災教育を担う学校・教育機関である。これらの団体は地域課題を理解しながらも、組織運営や専門的支援の不足により持続性に課題を抱えている。資金分配団体は、伴走支援と研修・評価体制を通じ、これらの団体を地域防災の中核的担い手へと育成、自立的活動展開を支援する。	198/200字
(3)1実行団体当り助成金額	本助成事業においては、採択された実行団体に対し、3か年で総額1,500万円～4,000万円の範囲内で事業費を助成いたします。この支援額は、団体の属する地域性や団体の取り組み規模、事業運営能力等を勘案し、個別に配分額を決定する。	113/200字
(4)案件発掘の工夫	①発掘段階での現場ネットワークを活用した探索的公募、②育成段階での個別伴走支援と進捗レビュー、③発展段階での成果共有・横展開を柱とする。オンラインヒアリングや現地訪問により実態把握を行い、地域特性に応じた事業設計を支援する。実行団体同士の学び合いや成果発表会を通じ、事業の改善・波及を促進する。これらの支援を通じて案件の質的成熟と地域循環的發展を実現し、事後も持続可能な活動基盤を形成する。	195/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>統括・支援を担い、分散実施・中央支援型」の運営体制を構築。</p> <p>PO1～2名：事業全体の統括、関係機関との調整、進行管理、モニタリング、評価指標設計</p> <p>PO補助1～2名：資料整理、進捗確認、報告作成支援</p> <p>マネジメント2～5名：実行団体への伴走支援、日程調整、活動記録・成果整理、外部評価対</p> <p>経理・会計担当1.5名：予算管理、経理処理、助成金精算、報告書作成を担当、会計監査人と連携</p> <p>広報1名：広報資料の企画・作成、成果報告書・映像記録の作成、ウェブ・SNS等による発信</p> <p>研修企画2名：講師手配、教材整備、カリキュラム設計、オンライン研修管理う</p> <p>専門顧問若干名：実行団体への技術助言および第三者の評価</p>				296/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	2名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	50%	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	<p>透明性・公正性・説明責任を基本とし、資金管理・意思決定・評価の三機能を明確に分離する。当法人理事会監督の下、事業統括責任者を中心に運営会議を設置し、事業方針や助成判断を複数名で協議・記録する。経理・会計担当による二重承認体制を採り、外部専門家が定期的に監査を実施。個人情報保護、利益相反防止、ハラスメント防止等に関する内部規程を整備し、職員への定期研修を実施、倫理的かつ法令遵守による事業運営を徹底。</p>					200/200字
(4)コンソーシアム利用有無						

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	地域防災共創プラットフォーム構築事業
	団体名	一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会

	助成金
事業費	117,975,000
実行団体への助成	102,000,000
管理的経費	15,975,000
プログラムオフィサー関連経費	20,080,000
評価関連経費	9,000,000
資金分配団体用	5,400,000
実行団体用	3,600,000
合計	147,055,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	39,325,000	39,325,000	39,325,000	117,975,000
実行団体への助成		34,000,000	34,000,000	34,000,000	102,000,000
-					
管理的経費	0	5,325,000	5,325,000	5,325,000	15,975,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,860,000	6,660,000	6,560,000	20,080,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,920,000	4,920,000	4,920,000	14,760,000
その他経費	0	1,940,000	1,740,000	1,640,000	5,320,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,200,000	2,700,000	2,100,000	9,000,000
資金分配団体用	0	3,000,000	1,500,000	900,000	5,400,000
実行団体用		1,200,000	1,200,000	1,200,000	3,600,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	50,385,000	48,685,000	47,985,000	147,055,000

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般財団法人災害対策トレーニングセンター支援会		
郵便番号	153-0041		
都道府県	東京都		
市区町村	目黒区		
番地等	駒場4丁目6-1		
電話番号	03-5452-6445		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.dmtc-sa.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://dmtc-sa-dms.com/	
設立年月日	2021/11/05		
法人格取得年月日			

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	メグロ キミオ
	氏名	目黒 公郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	15
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	15
有給 [人]	0
無給 [人]	15
事務局体制の備考	常勤理事と非常勤理事を中心に事務局を運営、イベント等の事業においては、会員をアルバイト活用、学生をボランティア活用。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	312
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	167
個人その他会員 [人]	145

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	防災人材育成と地域共助ネットワーク形成事業
団体名:	一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時まで(整備が間に合わず後日提出する)とした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第16条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第16条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第14条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第21条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款補足規程	第3条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第34条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款補足規程	第2条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務に関する規程	第4条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事の監査に関する規程	第2条から第4条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合)のみの報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款及び理事報酬基準	定款第27条、理事報酬基準第3条から第5条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	理事報酬基準	第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	助成事業実施に係る利益相反防止等に関する宣言書	第1条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	助成事業実施に係る利益相反防止等に関する宣言書	第1条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	助成事業実施に係る利益相反防止等に関する宣言書	第2条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第6条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第11条から第13条、第16条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第5条から第10条、第14条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開等に関する宣言書	第1条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第8条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第9条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第3条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第4条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第5条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第8条